旅行業協会ボンド保証制度保証金取戻し公告

一般社団法人日本旅行業協会ボンド保証規程第三十一条第二項の規定により次のように公告します。

一、当協会のボンド保証会員であった旅行業者

㈠　旅行業の登録番号　観光庁長官登録旅行業第二六二二号

㈡　名称、住所及び代表者の氏名　株式会社世界紀行　札幌市中央区南一条西六丁目一一番地　代表取締役　照沼　一人

二、当協会のボンド保証会員であった期間　令和二年九月十日から令和七年四月十七日まで

三、当協会に預託した保証金等の額　百十万円也

四、第二号の旅行業者との旅行業務に関する取引で生じた債権に関し旅行業法第四十八条第一項の規定により有する権利を有価証券の発行によって担保するため、当該旅行業者が第二号の期間において発行した有価証券

五、前号の期間内に認証申出書及びボンド弁済申請書の提出がなかった場合は当協会はボンド保証規程に基づく弁済を行いません。また、第三号の保証金は第一号の旅行業者に取戻されます。

令和七年九月十一日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号

一般社団法人日本旅行業協会

会長　髙橋　広行

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

令和７年９月11日

東京都千代田区岩本町２丁目６番３号

公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会

記

年度番号	商号又は名称	免許証番号	(代表者の)氏名	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
令07全保1440	Ｌｉｎｄｅｎ Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ株式会社	北海道知事(渡島３)1141	代表取締役 髙橋恭子	北海道函館市松陰町１―51	1000万円
令07全保1441	株式会社くらそる	北海道知事(渡島１)1274	代表取締役 菊池一茂	北海道函館市柏木町１番12号	〃
令07全保1442	有限会社プロム	北海道知事(胆振９)674	代表取締役 大平英二	北海道苫小牧市泉町１丁目１―11	〃
令07全保1443	有限会社生田地所	北海道知事(胆振８)726	代表取締役 生田律江	北海道室蘭市寿町１丁目17―９	〃
令07全保1444	ＭＡＭ合同会社	北海道知事(胆振３)997	代表社員 廣瀬基之	北海道伊達市舟岡町336―17	〃
令07全保1445	株式会社ｉ・ｅ・ｓリビング倶楽部	北海道知事(石狩２)8738	代表取締役 笹尾健之	北海道札幌市中央区南１条東６丁目２―30 ラ・フォーレ札幌101	〃
令07全保1446	株式会社札幌アセット・パートナーズ	北海道知事(石狩２)8764	代表取締役 道厘悟	北海道札幌市中央区北２条西13丁目１―10	〃
令07全保1447	グランコミュニティ株式会社	北海道知事(石狩１)8925	代表取締役 平野雅博	北海道札幌市中央区大通西５丁目１番地１桂和大通ビル38―７Ｆ	〃
令07全保1448	足利建築ランド企画	秋田県知事(5)1802	足利洋	秋田県秋田市川尻みよし町２―26	〃
令07全保1449	興輝建設株式会社	奈良県知事(6)3258	代表取締役 三浦進	奈良県桜井市東新堂75―３	〃
令07全保1450	生田不動産	鳥取県知事(3)1350	生田武	鳥取県米子市長砂町780―２	〃
令07全保1451	いたみ不動産	徳島県知事(15)269	伊丹康雄	徳島県徳島市万代町５丁目71―19	〃
令07全保1452	株式会社熊北総合開発	熊本県知事(8)3424	代表取締役 松岡義久	熊本県熊本市北区植木町広住583	〃
令07全保1453	株式会社ＹＰＬＡＮ	熊本県知事(2)5086	代表取締役 木村良一	熊本県熊本市北区八景水谷１丁目24―26	〃
令07全保1454	スマイルエステート	大分県知事(2)3195	坂田好美	大分県大分市新春日町１―２―31	〃